

# 入札心得書（委託・物品）

うきは市の郵便による入札に参加しようとする者は、うきは市契約規則及び下記事項を遵守し入札すること。

## 記

### （委託・物品の内容）

第1条 委託・物品の内容は別紙仕様書のとおりとする。

### （入札の方法）

第2条 入札の方法は郵便による条件付一般競争入札とし、入札回数は1回限りとする。ただし、市長が必要と認める場合は1回に限り、再入札を行うことができる。

### （入札の辞退）

第3条 参加申込みをした者は、入札書到着期限日まで、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札を辞退した者は、これを理由として、以後の指名等について不利益な取り扱いを受けるものでない。

### （公正な入札の確保）

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

### （入札保証金）

第5条 入札保証金は、うきは市契約規則第11条第2号の規程に基づき免除する。

### （入札の無効）

第6条 入札が次の各号のいずれかに該当する場合は、その者の入札を無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札書が、所定の日、時までに到着しないとき。
- (3) 一の入札に同一の入札者から、2通以上の入札書が出されたとき。
- (4) 入札者の記名、押印がないとき。
- (5) 金額その他主要事項の記載が不明確なとき。
- (6) 入札者が、明らかに協定し、その他入札に際し不正の行為があったと認められたとき。
- (7) 代理人が入札したとき。
- (8) 1通の封筒に2枚以上の入札書が入れられたとき。
- (9) 入札書が指定された郵送方法以外で郵送されたとき。
- (10) 封筒に入札書と指定された書類が同封されていないとき。
- (11) 封筒に指定された書類以外のものが同封されたとき。
- (12) 値引き等による調整をした入札。（ただし、万円の単位に満たない金額については、万単位にすることができます。なお、その端数処理は切り下げであること。）
- (13) その他入札条件に違反したとき。

2 第3条の規定により辞退した者及び前項の規定による無効入札をした者は再入札に加わることができない。

### （入札書記載金額）

第7条 落札決定に当っては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税を除いた額を入札書に記載すること。

(落札者の決定方法)

第8条 予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。

(くじによる落札者の決定)

第9条 落札となるべき価格の入札が2以上ある時は、抽選で落札者を決定する。抽選は入札参加者が行い、代理人をして抽選をさせようとするときは委任状を提出しなければならない。くじを引かない者があるときは、当該入札事務に關係のない職員にくじを引かせる。

(入札結果の通知)

第10条 開札をした場合において、落札者がある時は、その者の氏名（法人の場合は、その名称）及び金額、落札者がないときはその旨を、開札に立ち会った入札者に知らせる。この場合において落札者となった者が開札に立ち会わなかったときは、その者に落札者となった旨を通知する。

(契約書の作成)

第11条 落札者は、落札決定後、原則として7日以内に、契約書を作成し、記名押印のうえ、図面及び仕様書等を添えて提出しなければならない。

(契約保証金)

第12条 落札者は、契約の締結時に契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供しなければならない。ただし、次の各号に該当する場合は契約保証金又はこれに代わる担保の全額若しくは一部を免除できる。

- (1) 落札者が、保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき
- (2) 落札者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約額が300万円未満の場合